

環 整 第 956 号
令和 3 年 2 月 5 日



各関係団体 御中
(別記のとおり)

沖縄県環境部環境整備課長



令和 3 年度浄化槽設置者講習会の開催について (依頼)

浄化槽行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り感謝申し上げます。

令和 3 年度浄化槽設置者講習会の日程表を別添のとおり送付しますので、貴職員及び構成員等へ周知方お願い致します。

同講習会は、浄化槽の施工や適切な維持管理について、正しく理解していただくため、平成 21 年 6 月から各保健所主催で実施しており、令和元年度は 1,474 名の受講がありました。

また、県では、平成 28 年 8 月に「沖縄污水再生ちゅら水プラン 2016」を策定しており、令和 7 年度までに浄化槽をはじめとする、下水道等の污水处理施設の整備について概ね完了させることを目標としております。

浄化槽につきましては、一部無資格業者による設置、維持管理の不備による悪臭、污水発生等の苦情があります。

資格をもった浄化槽工事業者による設置工事はもとより、設置後の維持管理が重要であることから、引き続き浄化槽行政へ御協力くださいますようよろしくお願い致します。

なお、同講習会に係る開催日程や申請様式等は県環境整備課ホームページに掲載しておりますので、関係者への周知に御活用ください。

<浄化槽設置者講習会ホームページ>

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/ippan/joukasoukousyuukai.html>

担 当：一般廃棄物班 名幸

TEL：098-866-2231

E-mail：nakouyrk@pref.okinawa.lg.jp

送付先一覧(各関係団体あて)

- 1 沖縄県建築確認検査センター株式会社
- 2 公益財団法人沖縄県建設技術センター
- 3 公益社団法人沖縄県建築士会
- 4 一般社団法人沖縄県建築士事務所協会
- 5 一般社団法人沖縄県設備設計事務所協会
- 6 一般社団法人沖縄県建設業協会
- 7 一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
- 8 沖縄県管工事業協同組合連合会
- 9 公益社団法人沖縄県環境整備協会

令和3年度 浄化槽設置者講習会

受講料無料 事前予約

目的

私たちの快適な生活環境を育む浄化槽。その適切な維持管理や手続き等について、正しく理解していただくために開催しています。

受講対象者

浄化槽の設置を予定している方 受講を希望する方

※ 管轄の保健所へ事前電話予約を行ってから受講してください。
(電話予約: 前日までの午前9:00~12:00、午後1:00~5:00)



時間

受付: 午後 1:30 ~ 2:00 講習: 午後 2:00 ~ 3:00

※ 講習開始時間に遅れた場合、入場出来ません。

ご準備いただくも

- ・運転免許証、健康保険証など受講者の本人確認ができる書類
- ・健康状態申告書
- ・マスク
- ・浄化槽の「設置場所の住所」を記入頂きますので、必要に応じてメモ等ご用意下さい。

会場・日程

会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部保健所	6 (火)	11 (火)	1 (火)	6 (火)	3 (火)	7 (火)	5 (火)	2 (火)	7 (火)	4 (火)	8 (火)	1 (火)
	22 (木)	27 (木)	24 (木)	29 (木)	26 (木)	30 (木)	28 (木)	25 (木)	16 (木)	27 (木)	24 (木)	24 (木)
中部保健所	20 (火)	25 (火)	15 (火)	20 (火)	17 (火)	21 (火)	19 (火)	16 (火)	21 (火)	18 (火)	22 (火)	15 (火)
南部保健所	13 (火)	18 (火)	8 (火)	13 (火)	10 (火)	14 (火)	12 (火)	9 (火)	14 (火)	11 (火)	15 (火)	8 (火)
宮古保健所	15 (木)	20 (木)	17 (木)	15 (木)	19 (木)	16 (木)	21 (木)	18 (木)	16 (木)	20 (木)	17 (木)	17 (木)
八重山保健所	27 (火)	25 (火)	22 (火)	27 (火)	24 (火)	28 (火)	26 (火)	30 (火)	21 (火)	25 (火)	22 (火)	22 (火)

- 浄化槽の設置場所に関わらず、どの会場でも受講可能です。
- 那覇市内に設置される場合は那覇市主催の講習会も受講できます。
(毎月第3木曜日開催、前日までの予約制、詳しくは那覇市環境保全課へお問い合わせください。)
- 会場の駐車スペースには限りがあるため、ご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。
- 受講された方には当日「講習会受講済証」を交付します。
- 浄化槽設置届出書・計画書には「講習会受講済証」の添付が義務付けられています。
- 台風等により業務停止になった場合は、中止としますので別日に受講ください。
※業務停止及び再開については沖縄県ホームページでご確認ください。

受講者へのお願い

1. 次の項目に該当する方は受講をお断りさせていただきます。

- ① 発熱、風邪症状(せき、のどの痛み、鼻水など)、頭痛、倦怠感のある方
- ② 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ③ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方

2. マスクの着用及び「健康状態申告書」の提出

受講日の当日は来所前に「健康状態申告書(別添)」を記入し、当日会場にて提出してください。
またマスクを着用しご入場下さい。

3. 高齢者や基礎疾患をお持ちの方へ

講習会場では感染防止対策を講じておりますが、万が一に備え、高齢者の方や基礎疾患がある方は
当面の間受講を控えるようお願いいたします。

4. 講習会を受講された方へ

万が一、講習会受講者から感染者が出た場合は、保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。
また、濃厚接触者と判断された場合、接触してから14日間を目安に自宅待機を要請されることになります。

以上、よろしくお願い致します。

【お問い合わせ先】

北部保健所 Tel0980-52-2636

中部保健所 Tel098-989-6610

南部保健所 Tel098-889-6846

宮古保健所 Tel0980-72-3501

八重山保健所 Tel0980-82-3243

浄化槽設置者講習会について

平成21年7月31日から、「沖縄県浄化槽取扱要綱」の改正により浄化槽設置届出書等に『講習会受講済証』の添付が必要となっております。
浄化槽の適切な維持管理等を行うため講習会の受講をお願いします。

【講習会の受講免除について】

以下の場合、講習会受講を免除します。

ただし、②～③については浄化槽設置届出書及び浄化槽設置計画書へ『受講免除届出書』を添付してください。

- ① 国、県、市町村等の公共機関が設置者となる場合
- ② 浄化槽関係資格者（浄化槽設備士、浄化槽管理士、浄化槽検査員、浄化槽清掃技術者）が設置者となる場合（但し、その場合は資格証明書の写しを浄化槽設置届出書等へ添付して下さい。）
- ③ 501人槽以上の浄化槽を設置する場合（浄化槽技術管理者の設置が必要となります。）

【講習会の受講猶予について】

以下の場合、講習会受講が猶予となります。

ただし、その場合は浄化槽設置届出書等へ『受講猶予届出書』を添付し、浄化槽を使用開始するまでに講習会を受講した後、受講済証を添付して使用開始報告書を提出する必要があります。

- ① 建売、賃貸物件で、設置時に浄化槽管理者（使用者）が決定していない場合
- ② 設置予定者が県外在住のため、届出書等提出前に受講ができないと判断される場合
- ③ 届出書等提出前に病気などの理由のため、自ら受講することが出来ず、かつ代理人による受講も困難な場合
- ④ 離島航路の事情により届出書等提出前に受講が困難であると認められる場合
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う講習会の中止のため

【受講対象者について】

本講習会は浄化槽設置者を受講対象者としておりますが、同居成人に限り代理人の受講を認めています。ただし、浄化槽設置者が一人住まいで、かつ、病気などの理由のため、自ら受講することができないと判断される場合は、親戚等の受講を認めます。詳しくは保健所へご相談ください。

【お問い合わせ先】

北部保健所 Tel0980-52-2636

中部保健所 Tel098-989-6610

南部保健所 Tel098-889-6846

宮古保健所 Tel0980-72-3501

八重山保健所 Tel0980-82-3243